

< こんな時どうする 法人成り >

「法人成り」 建設業者が大きくなる時、一度は通る道ではないでしょうか。しかし、経営事項審査においては、合併や営業譲渡では取り扱いが明らかにされていますが、法人成りは取り扱いが明らかでない部分も見られます。

そこで、法人成りをした場合にどのように経営状況分析申請をするのかをまとめてみました。もちろん、事務取扱いについては明らかでない部分もありますので、具体的には、専門家である行政書士の先生、あるいは、各経営状況分析機関に相談してください。

"経審トレンド5"が9月末日いよいよ発表!

ライバルと自社5期分の経審傾向比較ができます。迫り来る決算期に向けて経営者の判断材料としてご利用下さい!

「法人成り」とは

法人成りとは個人事業者が法人になることです。

「個人(自然人)が法人に?ありえない!」もう少し敷衍(ふえん)すれば、建設業を個人で営業していたものを、法人を設立し、法人で営業することをいいます。

法人成りと経営事項審査との関係

右下図の通り、まず、法人として建設業の許可を得て、経営事項審査を受けます。法人として入札参加を希望する場合には設立時にすぐに経審を受けなくてはなりません。

事業承継の条件

法人成りをした場合には、個人の実績を引き継ぐことができます。もちろん、引き継ぎをしないで、法人として新規開業と同様に扱うことも可能ですが、通常は、点数が下がってしまうので、引き継ぎを選択します。

【入札参加希望業者の選択】

事業引継: 完成工事高、営業年数、経営状況を引き継ぐ
 新規開業: 実績ゼロ 経営状況分析評点 0

(営業年度の月数が12ヵ月未満の場合)

平成16年の改正で、事業承継の条件が下記のように明確化されました。

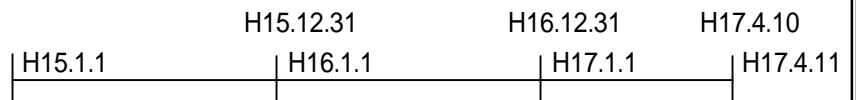
-) 被承継人が建設業を廃業すること
-) 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
-) 被承継人の営業年度と承継人の営業年度が連続すること
-) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

* 被承継人: 建設業者である個人

* 承継法人: 建設業の営業の主たる部分を承継した法人

具体的な申請書の書き方

例. H17.4.11 に法人成りした場合(個人のときの営業を継承)



個人事業者は必ず12月決算

時点の財務諸表が作成されている

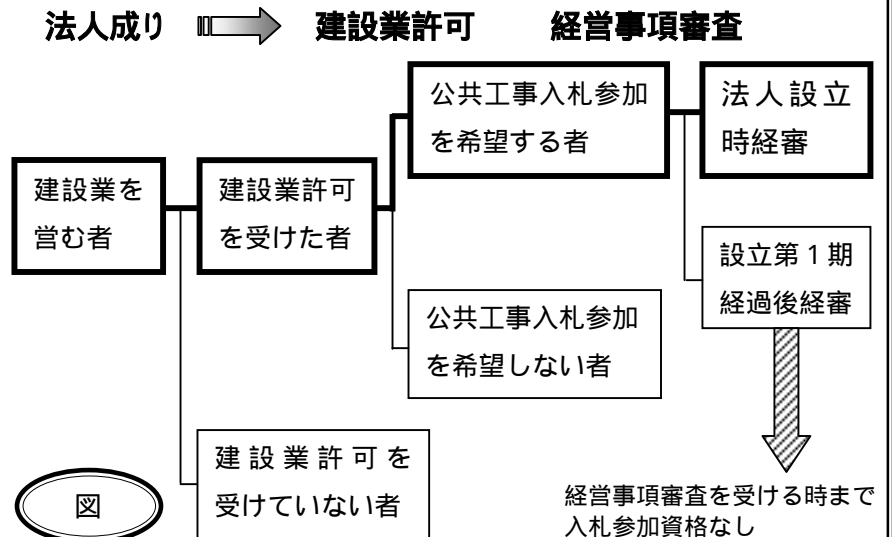
営業年度の月数が12ヶ月に満たない場合、損益計算書や完成工事原価報告書、兼業事業売上原価報告書、当期減価償却実施額は12ヶ月分に換算します。期間は月数で数え、月数に端数がある場合は切り上げます。

例. H17.1.1~H17.4.10 ... 3ヶ月10日 4ヶ月

また、審査基準日は法人設立の日、平成17年4月11日になります。(具体的な申請書の書き方については、次月号に続く)

WISENET編集部 松村 清(税理士)

【法人成りと経営事項審査との関係】



弊社100%出資子会社 **ワイズ公共データシステム株式会社** <経営状況分析申請> 受付中!!

詳しい資料請求はこちらまで **お電話<026-232-1145> e-mail<info@wise-pds.jp>**

1社1社に合わせたコンサルティングが好評 ISOに関するお問い合わせ・ご相談等も承っております。

- ISOコンサルティングについてデモ希望(無償)
- ISOコンサルティング資料請求(無償)
- ISOコンサルティング見積希望(無償)
- Wisdom 資料請求(無償)
- Wisdom デモCD希望(無償)
- 送信先宛名変更(右欄に変更後の宛名をご記入ください)
- 今後「Wise FAXNET」送信不要
- 今後「Wise FAXNET」メール送信に変更希望

資料・デモをご希望の方は、下記にご連絡先をご記入下さい。ユーザー様で前回登録時と変更のない場合には、貴社名とご担当者名、TELのみをご記入下さい。

貴社名	
ご担当者様	ご役職・部署名
TEL	FAX
今後メールでの送信をご希望される場合は下記にアドレスをご記入下さい。	
e-mail	